



申26号 「通勤手当等の見直しについて」に関する説明交渉②

第6項 新幹線等の通勤や、回数券から定期券への切り替えによって、税金等の個人負担がどの程度増加するのか具体的に明らかにすること。

- ・世の中の状況と一緒に税や社会保険に影響があると認識している。税金等の影響は個人によって異なる。どのような影響があるか見て、丁寧に対応していく必要がある。
- ・税金は15万円を超えることは多くないと思うが、社会保険料は増加の可能性がある。
- ・通勤手当だけが標準報酬の変わる要素にはならない。厚生年金は将来上がることになる。
- ・定期券に切り替わり、回数券が余った場合は、手数料等が社員に負担にならないように規程に基づき対応する。

第7項 自己都合で、新幹線等の通勤と在来線による通勤を切り替えることができるのか明らかにすること。

- ・通勤手当は最も経済的な経路に支給するという大前提がある。モニター制度を廃止し、最も早い通勤経路に支給する。在来線から新幹線への切り替えは、条件に合致すれば認定する。
- ・社会保険料が上がるため新幹線通勤から在来線に変更したい場合は、最も経済的な在来線に切り替えるので認定する。毎月切り替えるようなことはないと考えている。
- ・新幹線通勤から、条件が変わって寮に入り、再度親の介護などで自宅に戻るような場合においても、通勤手当として認定できる可能性はある。前提が変われば個別の判断をしていくことになる。

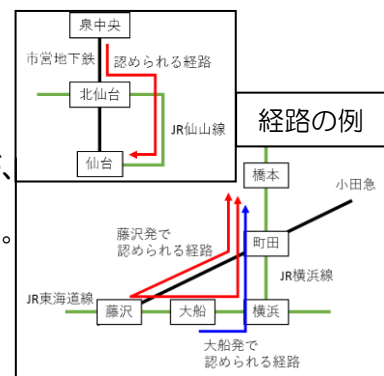
第8項 結婚や持ち家取得などの自己都合によって、新幹線等の通勤と単身赴任を切り替えることができるのか明らかにすること。また、その際の別居手当支給に関しての考え方を明らかにすること。

- ・ライフイベントがあって他社線等が認定されるということもある。新幹線通勤を選択する可能性もあるし、逆に別居を選択する可能性もある。
- ・別居手当は会社の指示による異動で別居となったときに支給している。単身赴任社が自身の都合で引越した場合に別居手当は支給されない。
- ・新幹線通勤が可能で、単身赴任を自宅からの通勤に変更可能。(別居手当は不支給になる)
- ・モニターから新幹線通勤ではなく単身赴任を選択する場合に限り別居手当の支給を検討している。

第9項 通勤経路決定の考え方について今回変更しない理由を明らかにすること。

- ・私鉄等の15分ルールについての取扱いは変更しない。当社は、鉄道会社であり職務乗車証があるので、自社線を使用して通勤することが基本になる。
- ・自動車の90分ルールや駐車場ルールは変更しない。

- (組合) 仙台では、地下鉄で泉中央から仙台まで行く方が乗換も含めて早い。北仙台で仙山線に乗り換えるルールとなる。横浜では、藤沢以遠から橋本方面に向かう際小田急線経由が認められるが、大船からは15分短縮できてもJR線しか認められない。
- (会社) 基本は含めてやってもらう。支社で個別に判断することもある。
- (組合) 回数券では様々な経路が使えるが、定期券区間しか乗れない。
- (会社) バス等で回数券は柔軟に使えたと思う。原則自体を変えるかということではない。



第10項 将来の安定的な経営の視点から、今回の制度見直しによる人件費の増額について明らかにすること。

- ・区間が拡大されること、モニターから全員通勤手当に移行するか想定出来ない。
- ・モニター制度利用者に通勤手当を支給することと、回数券から定期券になることで、人件費は確実に増加すると想定している。会社全体としては、新幹線定期を購入すれば収益として戻ってくる。
- ・現在のモニター制度利用者は1500人程度。通勤距離が300kmを超えている方は極めて少ない。